令和元年度 第2回 一宮市障害者自立支援協議会本会 議事録

開催 令和2年2月3日(月)午後1時30分~3時28分

場 所 一宮市役所本庁舎14階大会議室

出席者 委員15人 代理出席者3人

運営会議メンバー9人 障害者相談支援センター相談員1人 障害者基幹相談支援センター相談員1人 部会員2人 事務局6人

- 1. あいさつ
 - 会長あいさつ
 - ・議事録署名者の確認
- 2. 議題(1)個別支援会議(相談支援連絡会)について
 - ○相談支援専門員:
 - *事例

「対象者]・20代男性、知的障害

• 家族構成: 両親、妹

- 「状況]・特別支援学校卒業後3年間は日中活動事業所に通所していた。
 - ・直近3年間は他害行為や問題行動のため、入退院を繰り返している。
 - 病院でも治療の対象ではないため、退院し両親が自宅で見ている。
- [対応]・入院中から会議を開催し、安心して過ごせる事業所を探すが、まだ 見つかっていない。
 - ・現在、週1回生活介護と行動援護を利用している。
 - ・生活介護事業所では、本人のアセスメントを行っている。
- [課題]・障害特性に応じた支援ができる事業所が見つからない。
 - ・地域全体で行動障害の方を支える体制が必要である。
- 3. 議題(2)障害者基幹相談支援センター・虐待防止センターの活動報告について
 - ○相談支援専門員:

障害者基幹相談支援センターの活動報告をします。主に5つの機能の業務を 行っています。今回は昨年度から変わったことを中心に話していきます。まず、 総合的・専門的な相談支援についてです。障害者基幹相談支援センターでは、 月1回野中式という方式で事例検討を行っています。センター立ち上げ当初から行っています。今年度は事例提供の事例を匿名化し、希望する他機関の相談員や事例に関わっている事業所の方も参加できる形で取り組んでいます。相談員の方が色々な事例を学び、事例検討の手法を学べる機会になっています。

次に障害者自立支援協議会についてです。計画相談学習会を月1回、相談支 援事業所向けに開催しています。今年度の取り組みとして、7月に相談支援専 門員の現任者研修フォローアップを初めて行いました。事例を基にしたグルー プワークを中心に実施しました。10月は初任者研修フォローアップというこ とで、今年度相談支援専門員を受講した方を対象にグループワークを中心とし た研修を行いました。来年度から相談支援専門員の初任者研修のカリキュラム が変わるということで、事例のスーパーバイズなど、来年度も継続してやって いきたいと思います。12月は地域包括支援センターとの交流を行いました。 最近、個別支援会議でも8050問題で高齢の親御さんと障害者の子どもの世 帯で、支援が難しい事例が上がってきています。そういったところから、地域 包括支援センターとの連携も相談員の中でも課題となっています。また、1月 には本協議会長に講師を依頼し、BPS モデルを活用した事例検討を実施しまし た。また、相談支援連絡会も月1回開催しています。今年度の取り組みとして、 他市への視察を行っています。生活介護、就労継続支援 A 型・B 型の見学を行 った後、障害者基幹相談支援センター、相談支援センター、児童発達支援セン ターの方々と交流することができました。お互いの市の取り組みを知ることが できて、とても勉強になる視察となりました。

次に、地域の相談支援体制の強化についてです。サービス等利用計画を障害者基幹相談支援センターで点検をしています。今年度の取り組みとして、今まで見た計画について、昨年度と今年度で特定相談支援事業所を訪問し、事業所ごとの計画の書き方の傾向や相談支援業務の実情把握ということで、意見を聞きながら交流しています。

次に、権利擁護についてです。障害者虐待防止講演会を毎年開催しています。 今年度は9月29日に開催しました。「不適切な支援を考える」というテーマで 実施しました。不適切な支援を無くしていくことが、虐待防止につながるとい う内容で、非常に良い講演会だったと思います。最後に、差別解消の取り組み についてです。昨年度作成したパンフレットをショッピングモール等で配布し ました。

○事務局:

障害者基幹相談支援センターは、虐待防止センターを兼ねているので、虐待 通報についての報告をします。令和元年度の障害者虐待に係る対応状況を報告 します。相談・通報・届け出件数についてです。平成30年度の上半期と令和元年度上半期を比較しています。件数自体はそれほど多くありませんが、養護者によるものが12件から21件と大幅に増加しています。施設従事者については、4施設11件です。施設内部の職員からの通報が2施設ありました。使用者虐待はありませんでした。通報があった中で、虐待と認められたものに関して、養護者は3件、施設従事者は3施設10件でした。

養護者虐待の認定率について、平成30年度は30%でしたが、令和元年度は約14%ということで低くなっています。通報が21件あった訳ですが、虐待と認めたものは3件だった点について説明します。養護者による虐待の場合は、通報を受けた後、本人と虐待をした側の双方に聞き取り調査をしています。認定しなかった18件は、双方の話が食い違っていて判断できなかった場合や、本人が虐待者へ事実確認することを望まず、事実確認が実施できなかった場合、また、双方の喧嘩により互いに暴力を振るっていることがあります。特にこの半年の特徴として、警察からの通報が21件中9件と目立った点です。5件が夫婦喧嘩、2件が親子喧嘩、2件がきようだい喧嘩で、いずれも警察が介入したものです。警察からの通報は、平成28年度3件、29年度8件、30年度16件と年々増加の傾向です。DV等で警察が介入し、被害者が障害者であった場合に市へ通報がされています。上半期も既に7件あり、今後も警察からの通報は増えていくと思われます。ただ喧嘩の場合、お互いに暴力を振るっていて、どちらかの虐待として一方的に認定ができないという状況が特徴です。

続いて、虐待と認められた事案の被虐待者の障害種別についてです。重複しているので数は3件ではなく、4件になっています。身体障害が1件、知的障害が3件です。施設従事者による虐待は3施設10件について、知的障害が9件、精神障害が1件でした。続いて、虐待と認められた事案の虐待種別についてです。身体的虐待が1件で、これは叩くや殴るといったことでした。次に、叔父から姉妹への性的虐待と心理的虐待が2件ありました。また、施設従事者による虐待は、1ヶ所の施設で入居者8名に対し、十分な食事が与えられなかったこと、本人の意図に反した日中活動が強要された案件がありました。これについては、県の障害福祉課と連携して対応しました。次に、養護者による虐待についてです。虐待を認めた3件の詳細についてです。虐待をした養護者は母が1件、その他2件です。その他2件は同居している親族です。被虐待者の性別は女性が3名中2名でした。虐待に対する対応は3件の内、分離をしたのは2件です。いずれも障害福祉サービスの短期入所を利用して分離しています。その他として、虐待防止センターの啓発活動についてです。先ほど障害者基幹相談支援センターの報告にもありましたが、9月29日に講演会を実施して

います。昨年に引き続き、熱心な支援者が陥りがちな支援ということで、障害

福祉サービス事業者の方を中心に多くの参加がありました。

○本会委員:

障害者虐待について、養護者の場合は双方に聞き取りを行うとありました。 施設従事者の場合はどのような流れで対応をされるか教えてください。

○事務局:

施設従事者虐待についても、基本的には双方の聞き取りになります。養護者の場合は一人の方に聞き取りをすることが多いですが、施設の職員に関しては管理者を始め、当日従事していた方を中心に聞き取りを行います。案件によってはほぼ全職員の方の聞き取りを一斉に実施するようなこともあります。その結果、虐待の事実を確認することができた場合は、施設に対して改善計画書の提示を求めます。この改善計画については、県と一緒に実施していくことが多いです。事実確認の後、指導もしますが改善計画書は県に提出をして、県のほうで確認をして意見をいただき、モニタリングをして指導をしていくことになります。

○本会委員:

虐待をした施設職員が特定された場合の懲戒といったような案件はこれまで にありますか。

○事務局:

障害者虐待防止法はそういった権限を持っていません。事実を確認して、不適切な支援があった場合について、市としては指導をします。ただ、事業所に対する指導権限は持っているのは県になります。事業所の指定の権限も県になります。そういったことで、県と一緒に動いていきます。昨年度については、県と一緒に対応していますが、県として権限を発動している案件はありませんでした。

○会長:

改善計画書を施設が提出した後、改善ができたかどうかのフォローはどのようにしていますか。

○事務局:

継続的に虐待防止センターの職員がモニタリングという形で施設へ伺っています。その後、施設の体制や職員の対応等が適切に改善できているかどうかを

モニタリングしていきます。そこでしばらくの期間、関わっていきます。施設の対応が改善してきている、状況が落ち着いているということであれば終結という形を取っています。

○会長:

警察からの通報が増えているという報告がありましたが、警察の方から意見 を伺えればと思います。

〇代理出席者:

障害者虐待に関する事案の取り扱いをした際は細大漏らさず報告するという前提のもと、報告しています。障害者虐待については年々増加傾向にあるのではないかと感じています。警察官個々の取り扱いの中で、疑いがあると認められるものについては、虐待が本当にあるかどうかではなくて、疑いがあるのではないかという時点で情報共有をさせてもらう意味で漏らさず報告をしています。そのため報告件数が多くなっています。

4. 議題(3)生活支援部会、子ども部会、就労支援部会、運営会議等の報告について

○事務局:

始めに運営会議について報告します。毎月第4水曜日に障害者基幹相談支援センターで開催しています。開催日や議題については、11ページの記載の通りです。1点報告をします。今年度は昨年10月から運営会議において委員が1名増え、11名での会議となっています。運営会議に新たに参加されたのは一宮医療療育センターのセンター長です。社会福祉法人杏嶺会が運営している一宮医療療育センターは、重症心身障害児者の入所施設として、平成28年に開設されました。この地域の障害児支援施設の重要な役割を担っており、様々な関係機関との連携を深めていただくことを視野に、新たに障害者自立支援協議会に参加していただいています。また、小児科医でもあり、医療的ケアネットワーク会議に参加していただき、その代表も務めていただいています。今年度から医療的ケアネットワーク会議が生活支援部会から運営会議直接の会議となっています。後ほど活動報告がありますので、代表から報告をしていただきます。運営会議の変更点は以上です。

○生活支援部会長:

生活支援部会の報告をします。部会の活動の内容は、個別支援会議の中から 解決課題の問題を運営会議の中で交通整理をして、それぞれの専門部会で議論 してもらうといったものです。生活支援部会の内容については、障害のある方が豊かな地域生活を送るために必要なことを部会の中で活動を考え、政策の提案を行っています。

まず、生活支援部会の中で話題の中心になっているのが、やはりこれからの時代、障害のある方が地域で生活していく上での人材不足の問題は避けて通れません。介護事業者、特にヘルパー事業者が倒産しているという記事がありました。これは人口減に伴いヘルパーが減少しているためです。介護事業に限ったことではないですが、地域で生活をしていく障害の方が増えていき、特に高齢化、重度化が進んでいく中で、ヘルパーが少なくなっていくことになると、地域生活が送れないことにもなり、大きな課題となっています。

これについては生活支援部会の中で、一般の方に障害福祉のことを知ってもらうために、福祉の仕事を知るための見学バスツアーを開催しています。一般の方で初めて障害福祉の様々な現場を見てもらい、障害福祉を身近に感じてもらい、魅力を感じてもらい、新たに障害福祉で働きたいと思うことを期待しています。今回は10月24日に開催した内容です。参加者は18名です。今回見学した事業所の中には、実際にこのバスツアーに参加して福祉の現場に就職した職員の方がいて、その方から具体的な話も聞くことができました。参加者はよりイメージが伝わったと思います。障害福祉に少し関心を持ってもらうことができたと思います。来年度も2回開催する予定です。人材確保の問題は大きな問題で、事業所ごとに人材確保については様々な施策を講じていますが、なかなか一事業所ではやりづらいこともあります。一宮市では障害者自立支援協議会の中で、尾張一宮駅前ビルを会場として人材確保のためのイベントを来年度も開催します。福祉ジョブフェスタを7月4日に開催します。

さらに人材ということであれば、先ほど不足していると話したヘルパーですが、介護保険のヘルパーも足りていないということです。そういった中で、介護保険と同様に、障害福祉のほうにも参入していただくということで研修会を行っています。10月に行った研修会ですが、障害のある方が自らの意思で、自ら生きるという意思決定支援の内容で行いました。それぞれの人生がそれぞれの意思で送れるようにということで、ヘルパーの役割などを確認しました。

次に、防犯・交通安全講習会です。9月27日に開催した内容です。地域で暮らしていく上で安心、安全ということでいえば、警察と連携し、障害のことを知っていただくことや、身近な相談機関になるように開催しています。生活安全課、交通課の署員に来てもらい、交通安全と地域で生活していく上での必要なことなどを話してもらいました。参加者の方からは、警察を身近に感じることができたとの声がありました。警察からは障害の方と関わっていく上で、コミュニケーションの取り方を絵や写真を使いながら説明してくれました。来

年度もご協力いただけるということで、大変助かっています。

次に、行動援護サポートプロジェクトについてです。個別支援会議の報告にもありましたが、自閉症、強度行動障害のある方の支援が、例えば自宅で暴れてしまって、家の物を壊したり、家族に暴力を振るってしまう、あるいは事業所の中でも環境の中で適応できず、大きな声を出してしまったり、大暴れしてしまったりということがあります。このような方たちを事業所任せにするのではなく、地域でサポートすることができないかと立ち上がったプロジェクトです。国で行っている強度行動障害支援者養成研修に参加した方を中心に、事業所から代表を出してもらい、グループ交流や、あるいは必要な手段を講じていくという内容を行っています。前回行った内容の中では、取り組みとして事業所の中で難しい、家庭で家族が相当苦労しているといった問題が共有できています。次回は2月25日に開催し、今後についての協議を行います。

次に、災害時の対策です。災害時の問題については、生活支援部会の中では 長く取り組んできています。今までは阪神・淡路大震災の時に起きた福祉避難 所の問題をずっと話題にしてきました。昨年、台風の被害が千葉県や長野県で あり、新たな問題が見えてきました。福祉避難所が開設したことを知らなかっ たという記事が新聞に出ていました。約6割の市町村が公表していなかったと いうことです。一宮市では、福祉避難所は一時避難所に避難した後に、福祉避 難所に振り分けられる仕組みになっています。熊本地震の時には、一般市民が 福祉避難所に押し掛けることが問題になって、このような措置を取っていると 聞いています。今回の災害の時には、福祉避難所が分からないということで、 実際に福祉避難所を必要としている方たちが避難できていなかったことがあり ました。これはこの地域でも課題であると認識しています。さらに、障害者施 設も地域の中にたくさんあります。グループホームの方たちが一時避難所をた らい回しになっているとの問題も起きています。一宮市でも地域で暮らしてい る障害のある方たちが、災害が起きた時にどこに避難していいか分からない、 避難をした時にたらい回しにするというようなことが起きてしまうのではない かと危惧しています。これについて生活支援部会の中でも、災害対策ノートや 個別の避難計画のツールを作ったりしています。特に避難所の問題は大きな問 題であるので、昨年の3月には福祉避難所運営マニュアルを完成しています。 これについては、一宮市の担当課と協議ができていないため、まだ皆さんのと ころにお届けすることができていない状況です。早急に進めていく必要がある と思います。

次に、ホーム連絡会についてです。居住系事業所のネットワークになります。 居住系の事業所が広がっていますが、十分な支援ツールが届いていないので、 各事業所で集まり交流しています。11月はホームでの困りごとについて交流 しています。無銭飲食や窃盗などの触法行為、お金のトラブル、高齢化の問題、 体調不良時の対応等をグループ別に交流しました。こういったことについて、 何か対策ができないかというような話し合いを行いました。

○子ども部会長:

子ども部会の活動報告をします。子ども部会の状況ですが、この本会でも承認いただき、発達支援部会から子ども部会と名称が変わり、運営の方針も少し変わったことは前回報告した通りです。子どもの関係者が集まり、発達障害を含めた様々な子どもの状況を検討していく場となっています。現在子ども部会は大きく3つのグループに分かれて活動しています。いちのみやサポートブック、放課後等デイサービス事業所連絡会、不登校となっています。

いちのみやサポートブックですが、昨年度もアンケート調査を行い、今年度も行っています。啓発活動として、今年度は母子通園施設で実際に保護者の方がどのようにサポートブックを使っているか、部会員も伺い、使い方の説明を受けている場面や書いている場面を見ました。説明の中で、母子通園施設ということでまだ年齢が低いお子さんの保護者になりますが、まだしっかりお子さんの状況が落ち切れていない保護者に対する支援を兼ねた具体的な書き方を説明することで、効果があると部会員も掴んだ次第です。

実態調査として、第1回目のアンケート分析、第2回目のアンケートを配布し、回収している最中です。第1回目のアンケート結果ですが、回答率は55%でした。サポートブックのことを知っている方は57%でした。しかし、サポートブックのことを知っているが、実際に見たことがないという方が3割ありました。次に活用度ですが10%でした。しかし、その中で嬉しかったのが医療関係者からの回答数は少なったのですが、活用度が3分の2と高かったことです。知ってもらえれば使えるものなのかなと思いました。活用している情報は、多いものが生育歴、医療機関、支援計画です。逆に少ないものは、卒業後の進路、就労です。これについては、サポートブックができてから20年、30年も経っていないので当然のことかと思います。これから使われていく項目と思います。増やしてほしい項目として、身体障害、医療的ケアがアンケート結果にありました。そもそもサポートブックは冊子として配布していたものをダウンロード版として見直しされました。現在はアンケートの結果とともに、ダウンロード版の内容の見直しを行っています。医療関係の加筆、相談関係の加除等を進めていきます。

今後の課題です。先ほども話した通り、知ってもらえれば非常に効果のある 冊子であると分かってもらえます。まずはいろいろな方に知ってもらうことが 課題となっています。利用者はスマホ世代であるので、そのことを理解して、 例えばスマホの画面から直接書き込みができるだとか、QR コードを読み取ったら画面にいくといったことがゆくゆくはできるといいと考えています。それから、小さい年齢の時に保護者が手に取ったら「障害」とあり、障害と言われてもということでその言葉に抵抗を感じる方もいると思います。それから、後天的障害を負われた方にも配慮した視点で見直していけるといいと考えています。

次に、放課後等デイサービス事業所連絡会です。昨年度も行い、交流がとても良かったという意見があったので、今年度も交流を兼ねた学習会を行いました。事業所が多くある中で、半数以上の事業所からの参加がありました。6月4日は児童発達支援管理責任者を対象とした研修を行いました。基礎的なところの学び直しとグループワークを行いました。10月21日は児童クラブの職員も一緒に行いました。県から講師を招き、基礎講座を行いました。10月31日は残る2つの事例検討会のためのファシリテーターのレベルアップのための研修会を行いました。そして12月9日には仮想事例を使った事例検討会、2月3日には実際の事例を基に事例検討会を行いました。

必ずアンケートを取り、考察をしています。基本的な学習は何回聞いてもやはり、それぞれの振り返りにつながるので、前聞いた話だからといってやめるのではなく、大事な話は何回聞いてもいいということが読み取れました。それから、グループワークを兼ねた交流は好評でした。また、具体的な学びの要望が多くありました。それぞれが孤立して事業を行っているので、交流をすることによって、様々な意見を聞くことが貴重なこととなります。もう一つ、参加事業所にどうしても偏りができてしまい、グループ編成が難しかったです。今後の課題ですが、連絡会に参加しない事業所もある中で、どの事業所も参加したくなるような研修内容を考える必要があると思います。例えば、疑似体験、身体障害のお子さんに対する学び、危機管理についても考えています。

次に、不登校の問題です。これは今年度から新しく立ち上がったグループです。構成メンバーは教育関係者、保育関係者、医療関係者など様々な立場が集まっています。まずは、お互いの持っている情報を共有しようということで、ケース検討や相談窓口の確認を行いました。ケース検討は3事例行いました。天気に左右されて登園渋り、学習のつまずきができて不登校、周囲と合わず被害妄想的になり不登校になってしまったケースについて検討を行いました。そもそもどこに原因があって不登校気味になったのだろうかという起因から対策を考えること、子どものことなので保護者を支援して、信頼関係の中やっていくことが大事だと確認しました。今後の課題ですが、今はメンバー内の情報収集をしていますが、その範囲を広げ方向性を探っていけるといいと思います。

12月25日に子ども部会講演会を行いました。今回は午前と午後に分けました。愛知県医療療育総合センターの作業療法士の方に講師をしてもらいまし

た。今までは1日1回の講演だったので、今回分けたことによって人数がどのくらい集まるか心配でしたが、午前172名、午後117名でした。午前と午後の終日参加者は40名でした。発達障害に対する関心の高まりを実感しました。アンケートの回収率は75%でした。講師が作業療法士という専門職であったこともあり、講演の中にちょっとした実技があったり、動画があったりと具体的でよかったと好評でした。また、作業療法という療育を通して発達障害を広く周知する機会となりました。今回は実際に支援に関わっている方以外に、発達障害を学んでみたい一般の方が広報を見て大勢参加されました。それから、障害の有無に関わらず、子どもは遊びで育つことを再確認できました。

その他の取り組みとして、医療的ケアネットワーク会議へ子ども部会からも参加しています。ペアレント・プログラムについて、今年度は保育園の保育士の参加率がアップしたということで、効果が上がってきていると思います。また、部会員同士の情報共有、連携を強化しています。引き続き、子どもの現状をしっかりつかんで、それに即した取り組みをやっていきたいと思います。

○就労支援部会長:

就労支援部会の報告をします。就労支援部会は地域の働くをサポートしています。構成としては、就労支援機関が中心となっています。3つのワーキンググループがあり、就労支援、工賃向上、地域連携施策となっています。今年度の取り組みは主に6つありますが、今日は4つについて報告します。

最初に学校連携です。将来の選択肢を広げるため、在学時から就労支援機関の存在を知ってもらうための取り組みです。昨年度に引き続き、特別支援学校へ出張授業を行いました。ワークショップを用意して、価値観について考えてもらい、将来につなげていくという目的で取り組んでもらいました。より積極的に楽しみながら参加してもらい、将来についてイメージを持ってもらうため、すごろくを作りました。コマに止まると色々な指示があり、それについて考えたり、先生やスタッフに聞いたりしながら、仕事について考えてもらいました。非常に好評で、来年度も続けていけるといいと思います。

続いて企業連携です。障害者雇用の促進のために企業に対して様々な周知、 啓発を行っていますが、今年度は企業交流会を初めて企画しました。障害者雇 用に必要なセミナーのような形で、社会保険労務士の方を招き、制度に関する 説明や、特例子会社や就労支援機関が発表することで、障害者雇用について様々 な知識や事例をお伝えし、参考にしてもらえるようなものとしました。質疑応 答の時間では参加した企業の方から質問もありました。参加企業はそこまで多 くなかったのですが、有意義なものになりました。

続いてお仕事体験活動です。これは、支援が必要なお子さんの職業体験を通

して地域を育てる活動になります。保護者が中心となって活動をしています。 チラシを作成し、周知活動をしても中々イメージが付きづらく、分かりにくい という声がありました。今回部会で協力し、パンフレットを作成しました。こ れまでも本会の中でも説明してきましたが、十分な説明も無かったため、ご理 解をいただけていない部分もあったと思います。お仕事体験ということで現在、 市内の約10ヶ所の企業、職場が協力してくれています。実際子どもたちがど ういう流れで活動しているか、体験の様子などを見てもらうことで、イメージ がしやすいと思います。活動に参加してもらったり、ボランティアとして協力 してもらったりということでやっています。パンフレットを作成したからか分 かりませんが、参加者の方、ボランティアの方が少しずつ増えています。

続いて就労支援機関マップです。前回の本会で報告しました。一宮市、稲沢 市合計80ヶ所の就労機関が載っているマップになります。

○運営委員:

日中活動事業所連絡会議の報告をします。組織図としては部会とは違って、 運営会議直下の会議となります。3ヶ月に1回開催しています。障害者自立支 援協議会の中に日中活動事業所連絡会議ができてから31回開催されています。 前の本会から今回の本会までに3回開催されているので、その内容を中心に報 告します。

参加者は安定的に40~50名の参加があります。日中活動事業所が中心のメンバーですが、最近は共生型サービスの事業をやっているところも参加しています。高齢者分野との連携が大事だという報告もありましたが、高齢者分野にも関わりながらの日中活動事業所も参加されつつあります。それから、学校の先生や障害者相談支援センター、障害者基幹相談支援センター、福祉課も交えて開催しています。第31回はケース検討を行ったのもあり、精神障害の方のケースもあったので、保健所の方にも参加をしてもらいました。先ほどの子ども部会の報告の中に、グループ別の交流が大事という話もありました。日中活動事業所連絡会議も中心的な時間はグループ別交流を取っています。前半は情報共有をしつつ、後半はグループに分かれるやり方です。テーマをあらかじめいくつか用意していきます。

例えば第29回は5つのグループに分かれ、ほとんどが学齢期の方の進路について交流をしました。卒業後誰一人在宅者を出さないという気運のもと生まれた連絡会議で、そういった関心は高いと思います。特に今の時期ですと、高校3年生の方がいかに4月を迎えるか、あるいは高校2年生の方だと実習をしてだんだんとどうやって進路を考えていくかということについて、日中活動事業所や相談支援事業所、学校の先生と一緒に、実習の在り方なども含めて、た

だ行くところさえあればいいというだけでなく、より良いところに円滑に行くにはどうしたらいいかという話題も交流しています。日中活動事業所に通うようになった後、老障介護、最近話題になっている8050問題といった中で、家庭基盤が苦しく安定して通所することが困難になってしまう方が話題になります。その時々の切実な状況などがグループで取り上げられます。

第30回に取り上げられたテーマとしては、先ほどの老障介護のこともありましたが、相談支援事業所からの報告の中で、処遇困難な方で行動障害もあり、通所が安定して続かない問題がありました。一旦通所するようになった後は、支援の質をどう高めていくかも含めて交流している場面もあります。先ほど話したように共生型サービスの事業所の方が参加されるようになったこともあり、そのことについての交流もありました。

第31回は、野中式を用いたケース検討を行いました。これは年1回開催しています。障害者基幹相談支援センターも毎月野中式を用いてケース検討をしているということで、進行を協力してもらっています。今回ケース検討に保健所の方に参加してもらったと話しました。その方は運営会議のメンバーでもあります。今日ここに運営会議のメンバーも参加していますが、所属していない部会や連絡会議に顔を出していただき、障害者自立支援協議会全体がどうなっているかお互い知り合って、それでより良い障害者自立支援協議会を考えていく点で非常に意義があったと思います。今回はレジュメの作成や、ケース検討の進行、ホワイトボードの準備など、官民協働でやることができました。

最後になりますが、日中活動事業所連絡会議が今後も発展していけばいいと思いますが、その鍵となるところを改めて相談支援センターと障害者基幹相談支援センターが連絡会議の中で役割を果たしてくれていることを整理したいと思います。6ヶ所の委託相談支援センターが毎回当番で話題提供をしてもらっています。その話題が後半のグループ別交流の際の貴重な話題となっています。障害者基幹相談支援センターについても毎回2名の担当者が参加しています。個別支援会議の重要性や活用について話をしてくれますし、障害者虐待防止に関すること、障害者差別解消に関することも情報をまめに出してもらっています。また、ケース検討の進行でも活躍してもらっています。この連絡会議の展開を考えてみても、障害者基本計画や障害福祉計画の策定にあたっては相談支援事業や事業所の質や量をさらに発展させてくような、官民協働の取り組みや施策が充実していくとすばらしいと思っています。

○障害者基幹相談支援センター相談員:

触法障害者支援連絡会議の報告をします。年3回開催しています。参加者の 方は、弁護士、刑務所、鑑別所、保護観察所、地方検察庁等の司法関係者や福 祉関係の方に参加してもらっています。今年度から委託の相談支援センター6ヶ所にも参加してもらっています。目的としては、一宮市における触法障害者支援のネットワーク作りと情報共有です。内容については、最近の情勢や事例の紹介や報告、各機関の機能や役割の紹介です。

今年度は今のところ2回開催しています。7月は先ほども言ったように、委託の相談支援センターが初めて参加することになったので、昨年度までの振り返り、各機関の役割や取り組みについて参加者で共有しました。また、事例の報告もしています。11月については、研修の報告をメインとして、7月と同様に事例の報告をしています。

*事例

[対象者]・60代女性、身体障害、窃盗症の疑い

• 単身世帯

[状況]・地方検察庁からの支援依頼がり関わることになった。

・特定相談支援事業所が関わっている方ということが分かり、担当相 談員と事前に情報共有を行い、面談を行った。

[対応]・本人の希望に沿い、習字ができる事業所を見学、体験を行った。

・1日体験を行ったが、継続利用にはつながらなかった。

[課題]・本人が住んでいる地域の社会資源の不足。

・ 窃盗症の部分に焦点が置かれがちだが、元々の疾患部分をアセスメントすることが必要。

○運営委員:

医療的ケアネットワーク会議の報告をします。この会議が生活支援部会から独立した理由としては、平成28年の児童福祉法の改正があります。医療的ケア児の定義がされ、あるいはそういう子どもたちを支援するのは保健、医療、福祉、教育等の連携が必要だという通達が出ました。医療的ケアの定義としては、3種類の喀痰吸引、胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養となります。元々は看護師等の免許を有しない者がやってはいけなかったのですが、そういう方たちができるようになったということがあり、範囲の拡大となりました。医療的ケア児はNICUの卒業生が基本です。たんの吸引、経管栄養といった医療的ケアが日常的に必要な障害児のことを医療的ケア児といいます。この場合は知的や肢体に障害の無い児を対象に加えることが重要なポイントで

す。一宮市に何人いるかということですが、現在疫学的な調査がされているところです。全国で平成28年の時に約1万8千人であったので、現在は約2万人いるのではないか思います。愛知県は全国を20で割ればよくて、一宮市は愛知県を20で割ればいいのでおおよそ50人いるのではないかと想定されます。

医療的ケア児で重症心身障害を持っているかどうかによって、社会資源が使 えるかどうかというところが中々難しかったところがあります。それから、療 育環境が確保できない問題もあります。そういったところを充実させようとい うことがコンセプトとなります。保健、医療、福祉、教育等が連携し合ってい くことと、その施策として重症心身障害児者等及び医療的ケア児の支援をコー ディネートする者の育成を進めていくという通達が出ています。医療的ケアネ ットワーク会議の構成員として、一宮市は保育関係、教育関係といった様々な 機関が参加しているのはすごくいいことだと思います。ただ、児童相談所が入 っていません。それから看護師はたくさんいますが、自分がどういう立場で出 席しているかという意味では、はっきりしていません。それは他の参加者にも 言えると思います。医師も2人参加していますが、決して医師会から派遣され ている訳ではないという問題もあります。実はこれについてはいいところもあ り、皆さんが現場で医療的ケアを持っている児を含めた障害の子どもたちの幸 せを考えて一生懸命議論してくれていることです。しかし、そこで議論したこ とがそれぞれの所属団体に持ち帰って、それがおそらく施策につながっていく のだと思うと、そういうところが少し不足していると感じます。

医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業があります。コーディネーターを養成することと、協議の場を設定することとなっています。協議の場がまさに今回説明したところになります。支援に関する課題と対応策の検討を行うということになっています。その検討を有効に使わないといけません。人材を育成することと連携体制を構築することになります。医療的ケア児等コーディネーターの社会的立場を考えると、社会的立場が有効に社会の中で活用されていくかどうかというのは、やはり点数化されてお金が絡み、そういったところに必ず充実していくことになります。そこをどういうふうにするかということや、あともう一つはコーディネーターの役割が不明確なところがあるので、明確にしていかないといけません。基本的にはコーディネーターの仕事は、一つは利用者個人に対してどういうふうに周りの環境を整えていくかが重要です。また、支援チームを形成していくこと、地域で支援体制を構築していくことが焦点になるだろうと思います。

それからもう一点は今、コーディネーターは一宮市では2人育っているということです。先ほど話したように、例えば医療的ケア児が50人いるとすると、

実際コーディネーターはどのくらいの人数が必要なのか明確には分かっていません。そういうところの議論は必要です。コーディネーターの方はこの会議に参加してもらっていますが、コーディネーターの集団から代表して参加していることではありません。そういった形もおそらく必要ではないかと思います。今年度取り組んできたことを報告します。知的に問題はありませんが、胃ろうのケアが必要なために保育園の入園ができない児に対して、個別に対応して議論を継続しています。それから、コーディネーターについて、役割や人数のことなどを検討しています。

次にうきうきプロジェクトについてです。医療的ケア児とその家族の交流や特別な体験ができる場の企画を考えています。来年度開催に向けて引き続き検討していきます。それから、障害福祉サービス事業所で働くナース交流会を開催しています。

今後解決すべき課題です。構成員の立場を明確にすることが重要だと思います。現場を大事にすることももちろんですが、きちんと立場を明確にして議論したことを還元していくことが重要です。その他には社会的資源は十分か、療育環境は整ったのか、家族の支援はどうかということを議論していきます。

○本会委員:

児童相談センターとしても相談の半数は障害関係です。主に療育手帳の判定、幼児期ですと親子療育、家庭で養育が困難になると障害児、福祉型、医療型のそれぞれの入所施設といったことで、様々な形で関わっています。児童相談センターの場合だと、相談を受けてから18歳に達するまで相談支援記録をつけています。過去に振り返って、どういった支援を受けてきたのか分かるようになっています。電子システムを使っています。基幹相談支援センターのほうでは、単発的に相談支援の記録を取っているのか、それとも個々の相談者に対する支援経過をずっと管理しているのか、そのあたりを教えてほしいです。

○事務局:

障害児については、現在関わっているのは相談支援事業所、児童発達支援センター、基幹相談支援センター、福祉課といった機関が主にはなってきます。現在のところ、それぞれの関わった機関でそれぞれの記録を管理している形になっています。一貫した形ということでは現在のところできていません。課題と感じています。今後連携したシステムができていくといいとは感じています。市役所の中のことにはなりますが、生まれて関わっていく健康づくり課、その後の子ども家庭相談室があります。子育て支援課の中にあり、子どもの虐待、養育困難な子どもへの支援をしています。それと福祉課、保育課はシステムを

共有しています。そちらについては、養育困難な家庭の情報は庁舎内では共有 ができている状況です。

○本会委員:

福祉型の障害児施設に入所している子どもが結局18歳までしか入所ができないということがあると、引き続き障害者のサービスに移行していくことが重要になります。高校生になってくるとそろそろ体験をするだとか、グループホームの選定に関わってきます。そういったところで相談支援事業所との連携が大切になってきます。児童相談センターと一宮市、相談支援事業所等の関係機関も含めて個別支援会議を開きながらやっています。情報共有といったところで、児から者への移行についてしっかりとした連携が必要と感じていますのでよろしくお願いします。

○本会委員:

いちのみやサポートブックについてです。医療機関の回答数が少ないということですが、活用度は高いと評価をしてもらったと思います。実際は、いちのみやサポートブックそのものを知らないという医師会員が非常に多いと思います。例えば現物を配るなど、できれば医師会員に周知する取り組みを考えてほしいと思います。周知につながるし、活用している先生が他の会員に活用するように勧めることもできると思います。一度検討してもらえるとありがたいです。

○子ども部会長:

ご意見ありがとうございます。まずはアンケート調査をするというところで留まっている状況です。実は昨年度、小児科医の先生方が集まられた時に少し話をしたことがあります。実際に物を持って説明をするということが確かに欠けていることだと思います。持ち帰って検討したいと思います。

○会長:

先ほどの報告の中で、医療的ケアが必要なお子さんについてということですが、医療、保健等々で一層の連携を図るといった通達も出ているとの報告がありました。教育分野では現実問題や状況について感じることはありますか。

○本会委員

一宮市内の公立小・中学校の児童・生徒の医療的ケア児の現状を報告します。 現在把握しているのが6名です。うち5名は自分でケアをしています。順に説

明をします。まず、小学校1年生の児童です。胃ろう、導尿、また、消化がで きないという病気があるので、朝食を給食前に保護者が学校に来られ、それを 吸い出すというケアをしています。保護者が学校で行っているのは、胃の中の 内容物を取り出すというケアです。そのために毎日給食前に学校に来るという 状況です。導尿については家庭のほうで行っているということですが、保護者 の希望としてはいずれ学校では自分で行うことができるようにしたいというこ とで、多目的トイレの設置を希望しています。現在、総務課が動いています。 残りの5名については自分でということですが、導尿を職員トイレで小学校1 年生から続けている小学生がいます。あとは中学生です。喀痰吸引が必要な生 徒が午前中に1回、部活動前に1回、保健室で行っています。それからもう一 人の中学生は喀痰吸引と人工呼吸器の管理をしています。喀痰吸引は部活動前 の1回自分で行っています。あとの2名の中学生については、インシュリン注 射を自分で行っています。学校教育課としては、保護者に代わって医療的ケア をする看護師等が学校に巡回に来ることに備え、まだ何も決まっていない訳で すが、学校におけるガイドラインの策定を検討しなくてはいけないと考えてい ます。愛知県は特別支援学校向けのガイドラインを策定中だということです。 まだしっかりしたものができあがっている訳ではないとのことですが、県のガ イドラインに準拠して先進的に取り組んでいる他市町のガイドラインも参考に しながら検討を進めていかないといけないと考えています。

○会長:

障害者の就労支援のところで、雇用の問題などが昨今話題になっています。 公共職業安定所の方から愛知県としての取り組みや新たな取り組みなどはあり ますか。

○本会委員:

公共職業安定所としては、一宮市と雇用対策協定を平成30年に締結しました。それに基づいて、障害者の就労支援について取り組んでいます。就労支援部会の参加もそうですし、今日配布された就労支援機関マップに載っている障害者就業・生活支援センターを始め、就労移行支援事業所の方々と勉強会を行っています。また、庁舎内で簡単なミニ面接会なども開催しています。就労を希望している方の程度であるとか、障害の種別に応じた支援を行っています。県とは障害者虐待であるとか、就労継続支援事業所で問題が発生したといったことがあれば連携しています。

5. 議題(4)第2次一宮市障害者基本計画の進捗状況等について

○事務局:

第2次一宮市障害者基本計画の進捗状況について説明します。第2次一宮市障害者基本計画は、基本理念として「だれもが人格と個性を尊重し支え合う共生のまち 一宮」を掲げ、障害者福祉に関して総合的かつ効果的な推進を図るため、基本目標や取り組み内容を盛り込んだ計画です。計画期間は、平成28年度から令和2年度までの5年間で、今年度は4年目となります。障害者自立支援協議会において、計画の進捗状況を報告させていただき、ご意見をお聞きしながら計画の推進を図っていきたいと思います。資料の35ページから39ページまでが、施策の取り組み内容の一覧です。基本目標1から8までそれぞれの目標につき、具体的な取り組みを掲載しています。平成30年度における事業として、2点紹介します。

38ページにある基本目標7「障害のある人の地域生活を支える支援の充実」をご覧ください。施策1「住まいの場の充実」の②「居住環境の改善への支援」としまして、3つの取り組み内容を記載してありますが、3番目にある市営住宅の改修について、平成30年度においては市営松降住宅の耐震改修工事に併せ、エレベーターを設置しています。基本目標7の施策4「障害のある人の社会参加への支援」の⑤「手話通訳者等の配置・派遣」について、聴覚障害のある方のコミュニケーション手段として、福祉課では以前から手話通訳者を配置していますが、平成30年度からはタブレット端末を活用し、尾西庁舎や木曽川庁舎、保健センター3ヶ所のそれぞれの窓口でも、テレビ電話による手話通訳サービスが利用できるようになりました。その他、平成30年度までの実施状況は、計画通り全ての取り組みについて実施していますので、個別の説明は省略します。

次に、第5期一宮市障害福祉計画及び第1期一宮市障害児福祉計画の進捗状況について説明します。計画期間は平成30年度からの3年間で、計画を推進していく上では進捗状況を確認するとともに、計画の中間評価として分析、評価を行うこととしています。障害福祉計画では、成果目標として5つの項目があるので、平成30年度の実績を報告します。まず、資料40ページの基本目標1「福祉施設の入所者の地域生活への移行」については、成果目標が2つあります。1つ目は、①「施設入所者の地域生活への移行」としまして、目標値は20人に対し、平成30年度の実績は0となりました。2つ目の、②「施設入所者の削減」については、平成28年度末時点の212人から、令和2年度末までに5人減らすことが目標になっています。平成30年度の実績は2人となっていますが、減少の理由は死亡や高齢者施設への変更によるものが多く、成果目標の①で申し上げたように、地域生活への移行はなかなか進んでいない状況です。以前から引き続きの課題となりますが、施設からグループホームな

ど地域への移行を促進するため、グループホームの整備などを進めていく必要 があると考えられます。

基本目標2「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」としまして、令和2年度末までの目標として、保健、医療、福祉関係者による協議の場を障害者自立支援協議会の場を活用し、設置を目指すこととしています。41ページに掲載している図はイメージになりますが、精神障害のある方の生活を支えるため、医療や福祉、教育などを包括的に関わるシステムの導入が必要として、まずは障害福祉サービスの関係者を始め、医療機関などを含めた協議の場を通じて、地域の課題を共有していくことが求められています。現在のところ、市内に6ヶ所の障害者相談支援センターがあり、個別の相談に応じながら、関係機関との連携もありますが、より一層の支援体制の充実について、今後も検討していきたいと思います。

基本目標3「地域生活支援拠点等の整備」としまして、目標は「既存の体制の充実を目指す」となっています。障害者の地域生活を支援する機能として特に、相談を24時間受付できるよう「障害者休日夜間相談窓口事業」を行うとともに、緊急時の受け入れ確保として「障害者緊急短期入所利用空床確保事業」を行うなど、面的整備により地域生活支援拠点等を整備し実施していますが、引き続きその他の機能についても、それぞれ強化、充実を図っていく必要があります。

基本目標4「福祉施設から一般就労への移行等」をご覧ください。①「福祉施設から一般就労への移行者」について、目標65人に対し72人となり既に目標達成のレベルですが、②「就労移行支援事業の利用者」は、目標105人に対し92人となっています。また、③「就労移行率が3割以上の就労移行支援事業者の割合」としまして、目標は5割となっており、平成30年度の実績は4事業所のいずれも就労移行率が高い状況となっています。なお、④「就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率」については、就労定着支援が平成30年度からの事業のため、実績を示すことができるのは、令和元年度以降となります。平成30年度の評価はありませんのでご承知おきください。今後も一般就労への移行の促進のため、就労支援サービスの充実が必要と考えています。

基本目標 5 「障害児支援の提供体制の整備等」について、成果目標が 4 つあります。①「児童発達支援センター」と「保育所等訪問支援」はいずれも市内では既に行われているので、目標としては、児童発達支援センターは複数化を検討するとともに、既存の児童発達支援センターについては機能の充実を図ることとし、保育所等訪問支援は事業所数の増加を図ることとしています。保育所等訪問支援を行っている事業所は、平成 3 0 年度当初は 2 事業所でしたが、

年度中に1事業所増え、3事業所となりました。②「重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所」については、従来から3事業所で行われていて、今後も維持を図るとともに事業所の増加を図っていくこととしています。③「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」について、「既存の協議の場について、構成員の充実などさらなる機能充実を図る」という目標に即して、医療的ケアネットワーク会議を平成30年度に4回開催しています。障害児支援についても、引き続き事業所の増加や関係機関の連携の充実を目指していきたいと考えています。

以上、障害者基本計画と障害福祉計画の進捗状況について説明しました。市 として引き続き、それぞれの施策に取り組んでいきますので、よろしくお願い します。

6. 議題(5) その他

○事務局:

報告が1点、連絡が2点あります。まず、1月19日に開催した障害者理解 啓発講演会を報告します。182名の参加がありました。当事者の方の話を聞 く機会ということで、参加者からとても良かったとの評価も多く、障害者差別 のない社会を目指していく上で、大変参考になる講演でした。

次に、本会委員の皆様にお願いしています、障害者基本計画等策定委員会ですが、第2回を3月26日に開催します。案内文書をお配りさせていただいていますのでご確認ください。

最後に、もう1点です。この本会について、委員の任期が今年5月31日までとなっており、令和2年6月から2年間、新たな任期での委嘱をさせていただく予定です。委員の推薦をいただいている団体等についても、4月以降になる予定ですが、こちらから文書を送らせていただいた際は、どうぞ協力をお願いします。来年度についても本会は年2回開催の予定です。障害者基本計画等策定委員会と同様、日程が近くなったら事務局からご案内させていただきます。

議事録署名

会長

委員